

ゴールデンウィーク期間中の業務のご案内

町の施設は下表の通りお休みします。
 なお、ゴールデンウィーク期間中の町へのお問い合わせは☎354-5701までお願いします

業務・施設・連絡先	4/29(金)	30(土)	5/1(日)	2月	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)
届け出などの受付業務※ 町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705	休	休	休		休	休	休	
公金収納窓口業務 会計課 ☎354-5704	休	休	休		休	休	休	
水道事業所窓口 水道事業所 ☎354-5711 水道お客様センター ☎290-0005	休	休	休		休	休	休	
保健福祉センター窓口 健康長寿課 ☎355-0666	休	休	休		休	休	休	
ふれあいの湯（保健福祉センター内） 健康長寿課 ☎355-0666			休					
アトレ・るHall（文化観光交流館） 中央公民館 ☎353-3030 指定管理者㈱BBI ☎355-0155				休				
勤労青少年ホーム ☎354-4036				休				
野外活動センター ☎353-3910								
松島運動公園 ☎781-6320								
松島町温水プール「美遊」 ☎353-8525				休				
B&G海洋センター ☎353-3688								
石田沢防災センター ☎253-7110 ※5月9日(日)が休館となります。								
松島町児童館 ☎354-6888	休		休		休	休	休	

※閉庁日における出生届、婚姻届、死亡届等の戸籍の提出は、役場1階西側の守衛室で受付します。

■ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

●「家庭ごみ」の収集

ゴールデンウィーク期間中の収集日程は(表1)のとおりです。
 なお、月1回の収集である「燃えないごみ、有害ごみ、粗大ごみ」が祝日となる地域においては臨時収集(表2)を実施いたします。
 ※ご家庭に配布いたしました「令和4年度松島町ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

□(表1) ゴールデンウィーク期間中の「家庭ごみ」収集日程

収集日	内 容
4月29日(金) 昭和の日	収集休み
4月30日(土)	通常どおり
5月1日(日)	収集休み
5月2日(月)	通常どおり
5月3日(火) 建国記念日	収集休み
5月4日(水) みどりの日	収集休み
5月5日(木) こどもの日	収集休み

□(表2) 臨時収集について

収集日	内 容
5月6日(金)	※幡谷・後根廻・上竹谷・北小泉台山地区 「燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」 臨時収集。
5月11日(水)	※磯崎・北小泉(台山除く)・下竹谷地区 「燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」 臨時収集。

●問合せ 総務課環境防災班 ☎354-5782

水道管から漏水したら(休日等当番)

ゴールデンウィーク期間中に水道管から漏水したときには、下記業者へご連絡ください。

当番月日	当番水道事業者	連絡先
4月29日(金)	松島住宅設備㈱	☎354-4484
4月30日(土)	(有)うちみ水道	☎354-2710
5月1日(日)	(有)水研	☎354-2769
5月3日(火)	(有)斎藤設備工業所	☎354-4376
5月4日(水)	(有)美和工業	☎354-3149
5月5日(木)	松島住宅設備㈱	☎354-4484

●問合せ 水道事業所施設班 ☎354-5710

ゴールデンウィーク期間中の町営バスの運行について

ゴールデンウィーク期間中は下記のとおり運行します。なお、期間中は道路が混雑し、ダイヤに大幅な遅れが生じることが予想されます。ご利用の際はご注意ください。よろしくお願いいたします。

4/29(金)	30(土)	5/1(日)	2月	3(火)	4(水)	5(木)
祝日 ダイヤ	土曜日 ダイヤ	連休	通常 ダイヤ	祝日 ダイヤ	祝日 ダイヤ	祝日 ダイヤ

●問合せ 総務課環境防災班 ☎354-5782

コンビニ交付サービスを開始しました

サービス開始日 令和4年4月1日(金)

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが全国のコンビニエンスストア等で取得できます。



証明書の種類	取得できる方	手数料
住民票の写し	本人または同一世帯員	200円
印鑑登録証明書	本人のみ	200円
所得課税・非課税証明書	本人のみ	200円
戸籍謄抄本	本人またはその戸籍に記載のある方	450円
戸籍の附票	本人またはその戸籍に記載のある方	200円

サービスが利用できる店舗

- 全国の
- セブン-イレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - イオン など

取得できる方

町内に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを持つ方。
 戸籍謄抄本・附票については、本籍地が松島町であれば町外の方でも取得できます。

ご利用可能時間

6:30 ~ 23:00

※12月29日~1月3日およびシステムメンテナンス日を除く

証明書の取得手順については、コンビニ交付サイトの「証明書の取得方法」をご確認ください。▶▶

※サービスの利用にはマイナンバーカードが必要です。まだ申請していない方は申請しましょう。



! 町外にお住まいで本籍地が松島町の方は利用登録申請が必要です

町外にお住まいで本籍地が松島町の方が、コンビニ等で戸籍謄抄本及び戸籍の附票を取得するには、**事前のコンビニ交付利用登録申請が必要です**。また、**転籍や婚姻などで戸籍が新しくなる場合は、再度登録が必要です**。
 町外に暮らすご家族・ご親族がいらっしゃいましたら、ぜひお伝えください。

事前の利用登録申請を行うためには、次の2つの方法があります。

【方法1：コンビニ等店舗のマルチコピー機（キオスク端末）による申請】

【方法2：インターネット端末による申請】

方法2については、ICカードリーダーを装備したパソコンで、コンビニ交付サイトの「戸籍証明書交付の利用登録申請」(<http://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>) から手続きを行ってください。

詳しくは、コンビニ交付サイトの「本籍地の戸籍証明書取得方法」をご確認ください。▶▶



■問合せ 町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705

証明書発行・公金収納窓口業務延長終了のお知らせ【4月1日から】

令和4年4月以降は、毎週月曜日(祝日の場合は翌日)午後7時まで実施していた証明書発行窓口業務の延長を終了します。なお、毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日)のみ、午後7時までマイナンバーカードの交付等に限り受け付けます。

また、会計課で行っていた公金収納窓口業務の延長につきましても、令和4年3月をもって終了しましたので、業務時間外に町税等を納付する場合はコンビニ等をご利用ください。

